

観光ルネサンス補助制度の手引き

平成19年2月

目 次

・観光ルネサンス制度の創設について……………	3～6
・観光ルネサンス事業費補助金申請までの流れ……………	7
・国の基本方針……………	8
・都道府県の「外客来訪促進計画」……………	9～12
・市町村の「地域観光振興計画」……………	13～18
・民間組織による「地域観光振興事業構想」……………	19
・民間組織による「地域観光振興事業計画」……………	20～23
・観光ルネサンス補助制度の概要……………	24～30
・平成19年度からの変更点について……………	31～34
・税制特例の概要……………	35
・国土交通省担当窓口……………	36

国際競争力のある観光地の整備に向けて

2010年までに訪日外国人旅行者数を1000万人に倍増させる、との政府目標を達成するためには、ビジット・ジャパン・キャンペーン等による海外への情報発信などと並行して、**訪日外国人をもてなす国内の観光地の魅力向上が急務**である。

近年の観光地を見ると、自治体の活動とは別に、観光カリスマなど、意欲の高い民間人の積極的な活動により活性化に成功している例が数多く見られる。そこで、**観光地の活性化に取り組む「民間」の活動を支援**する制度等、観光地の国際競争力の向上を促進する制度を創設した。

観光地の活性化に取り組む民間の活動を支援する制度(観光ルネサンス事業等)

市町村は、単独又は複数で、地域の統一的な観光戦略である「地域観光振興計画」を策定。

同計画に沿って**観光地の活性化構想に取り組む民間の組織を、市町村が認定(エリア・ツーリズム・エージェンシー(ATA)と称する)**。(民間の組織:公益法人、NPO、三セクなど)

構想認定を受けた民間組織(ATA)が単独又は共同(ATA・地方公共団体等からなる協議会)で実施する事業で、**観光ルネサンス事業検討会の推薦**をうけて国土交通省で補助採択した事業の実施に要する以下の経費を補助する(**観光ルネサンス補助制度**)。また、**税制優遇措置**等により支援。

(1)観光商品の企画開発・商品化事業費用

周遊パス等の開発・制度設計等のための専門家の派遣等制度設計費、印刷物作成費、その他これに関連する経費

(2)地域イベント活性化事業費用

専門家の派遣等制度設計費、印刷物作成費、その他これに関連する経費

(3)インターネットによる多言語情報発信事業費用

多言語WEBコンテンツ作成費(システムの設計・構築・運用試験、ハードウェア料金、保守管理費等)

(4)多言語人材育成事業費用

講師等の派遣費、教材の作成費、その他これに関連する経費

(5)観光案内所、観光交流施設等の整備・運用費用

伝統的建築物の購入費、修繕・改築費、案内所等の運営費、多言語の観光パンフレット・地図等の作成費、その他これに関連する経費

(6)外国人対応観光案内標識等の整備費用

外国人対応の観光案内標識等の整備費

(7)手づくり観光サービス起業化支援事業費用

地域資源を活用した土産品等の開発・販売事業等の起業化支援及び空き店舗活用事業、その他これに関連する経費

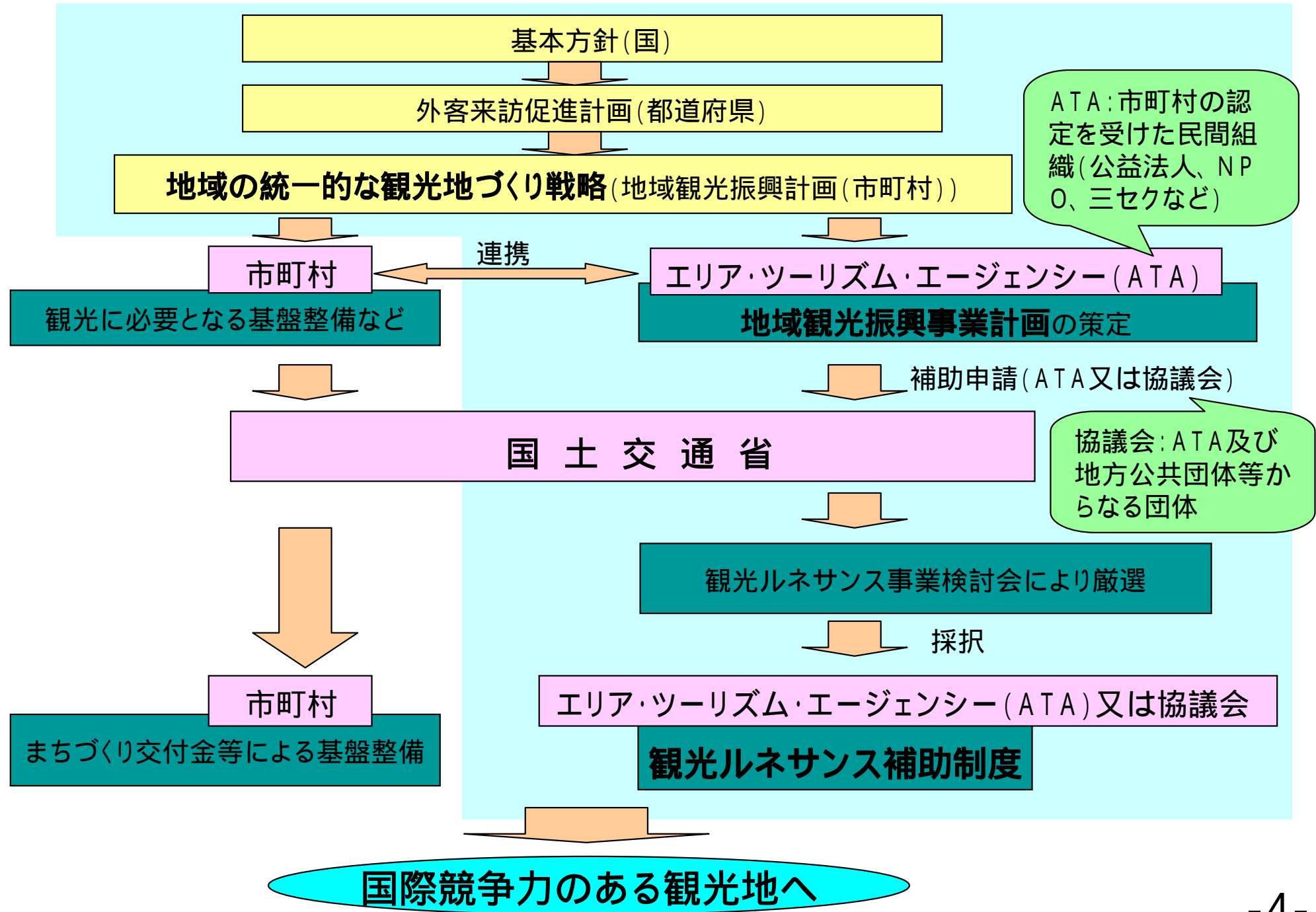
(8)外客満足度向上事業費用

外国人観光客の満足度向上に資する観光施設等の満足度診断事業、外国語放送受信システム導入事業、その他これに関連する経費

(9)上記(1)～(8)の事業を実施する場合の、これと一体となって実施することにより効果が見込まれる事業費、調査費

国は、市町村自体が行うまちづくり事業等についても、「まちづくり交付金」等の活用により支援。

観光ルネサンス補助制度のスキーム



「国際競争力のある観光地の整備充実」イメージ

市町村が「地域観光振興計画」を策定し、行政と域内関係施設が総ぐるみで魅力ある観光地の整備や外客の一人歩きサポート体制を構築

県 外客来訪促進計画

【都道府県が取り組むべき事項】

- ・広域的な案内施設の整備
- ・地域限定通訳ガイド試験の実施
- ・通訳ガイドの人材育成研修の実施
- ・海外向けの観光プロモーション実施
- ・観光ミッションの派遣
ほか



4か国語の案内板

市 地域観光振興計画

【市町村が取り組むべき事項】

- ・外国語による市内案内板の整備
- ・公立施設における案内表示の充実
- ・歴史的な街並みの整備
- ・景観形成事業の推進
- ・アクセス道路等の整備
- ・電線類の地中化
- ・交流施設運営の3セク会社の設立
- ・医療機関での外客対応体制の構築
ほか

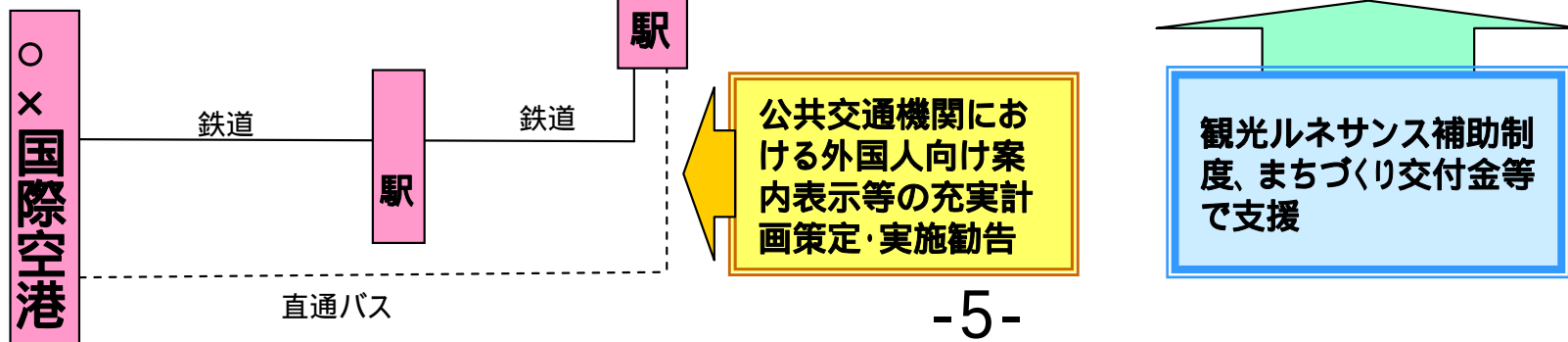
外客誘致数の
目標を設定



外国人専用観光案内カウンター

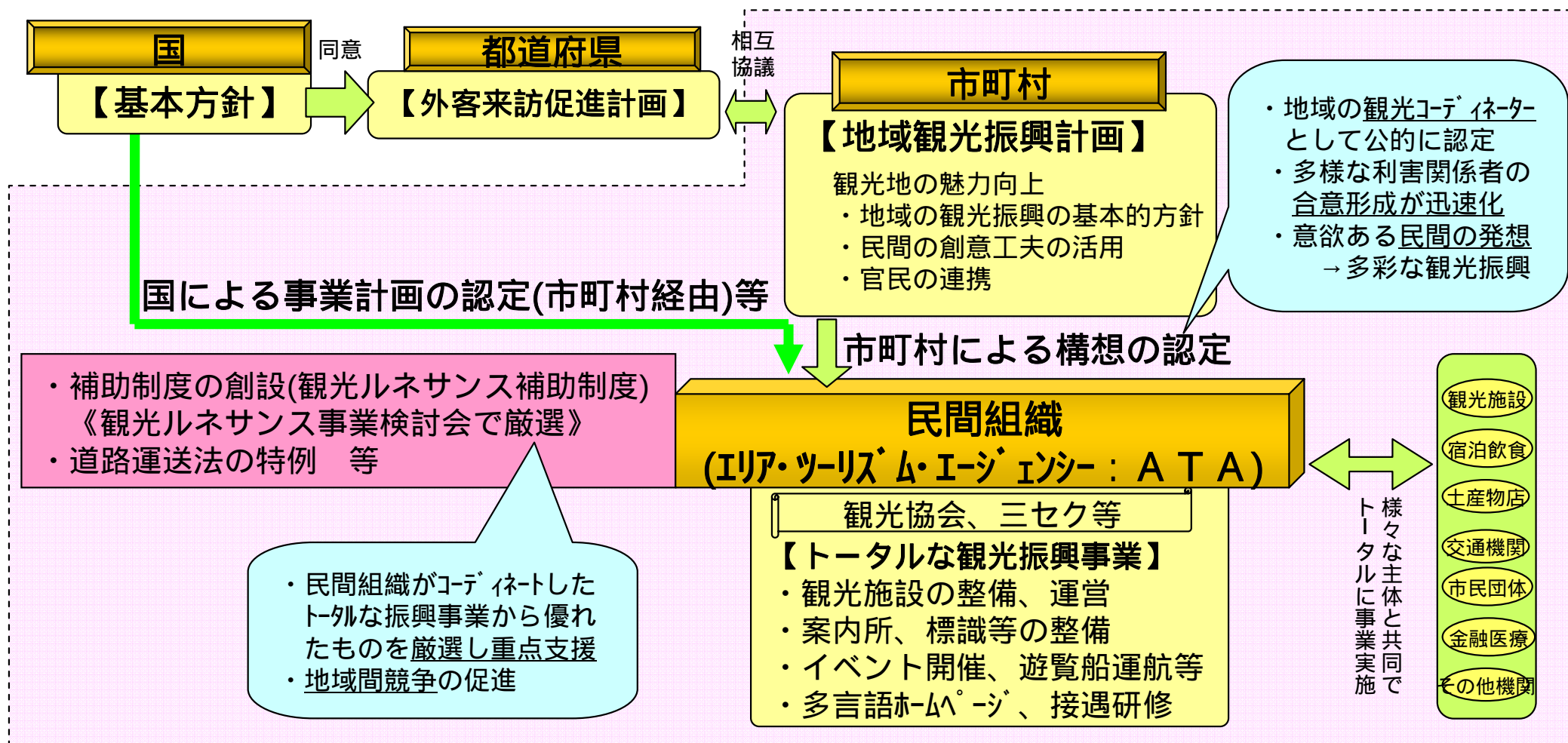
【地元の民間組織が取り組むべき事項】

- ・古民家などの買取・修築
- ・体験施設や交流施設の整備
- ・外国語標識の整備、案内所の開設
- ・域内循環バスの運行
- ・観光従事者への接遇研修実施
- ・外国語のパンフやマップ作成・配布
- ・ボランティア通訳の組織化
- ・観光スポットでの通訳ガイドサービス提供
- ・外貨両替窓口の開設
- ・ATMでの海外クレジットカード取扱い
- ・観光イベントの開催
- ・情報端末の整備、ホームページの充実
- ・産業観光などの新たなツアー造成
- ・エコツーリズム・グリーンツーリズム等の推進
ほか

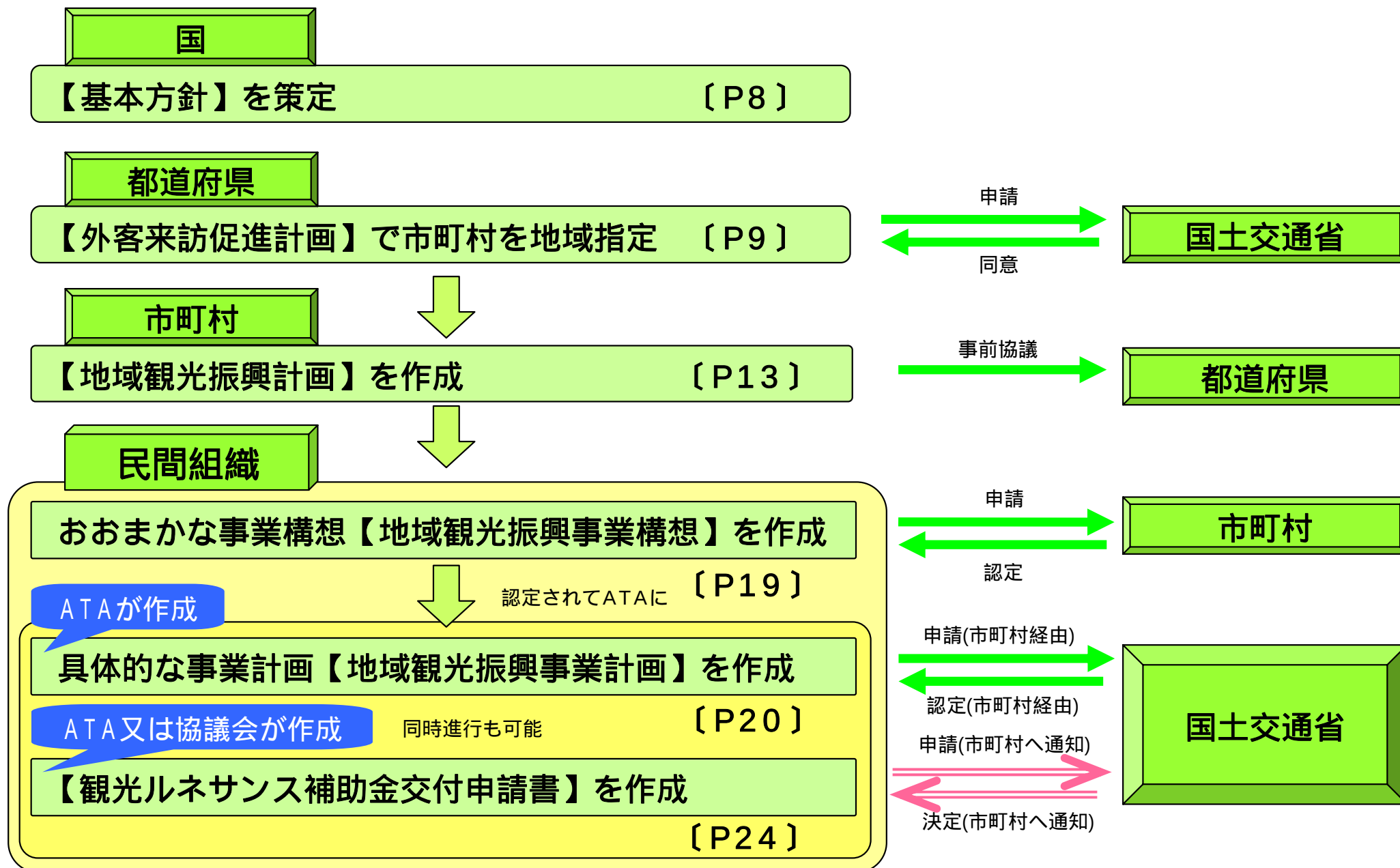


観光振興に取り組む民間組織に対する支援制度のあらまし

外国人観光旅客の来訪を促進するため、既存の外客誘致法（「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律」）を改正して、市町村による地域観光振興計画の作成、民間団体による地域観光振興事業の実施などの制度を創設し、観光地における外客誘致に向けた取り組みを支援するものである。



支援制度の活用の際の主な手順



国が定める「基本方針」

国土交通大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講じることによる国際観光の振興に関する「基本方針」を定めることとなっている。都道府県の作成する「外客来訪促進計画」、市町村の作成する「地域観光振興計画」、民間組織の作成する「地域観光振興事業構想、事業計画」は、この基本方針の趣旨に沿って作成することとなる。

基本方針の内容

1. 外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項
2. 外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項
3. 地域観光振興事業の実施について指針となるべき事項
4. 外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に関する事項
5. 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項
6. その他

【注】「地域観光振興事業」

「地域観光振興事業」とは、今回の改正により新たに設けられた概念である。民間組織（公益法人、NPO法人、第三セクター等）であって、本制度に基づいてその地域で外国人観光旅客誘致に関する総合的な観光振興事業を行おうとする者が、単独で又は他の者と共同して実施する次の事業をいう。

教養文化施設その他の施設の整備・運営に関する事業

お祭り、各種イベント等の催しに関する事業

外国人をターゲットにしたバス事業、遊覧船事業等

海外向けの宣伝に関する事業

外国人の接遇の向上に関する事業（研修など）

その他

外客来訪促進計画（都道府県が作成）

都道府県は、域内への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（「外客来訪促進計画」）を定めることができる。この計画は、地域における外国人観光旅客の周遊ルートを設定するという意味を持っている。計画は、単独でも、複数の都道府県が連名で作成してもかまわない。作成するときは、関係市町村と協議するとともに、国土交通大臣の同意を受けることが必要である。現在、全国で15の計画が策定されている。

外客来訪促進計画に記載すべき内容

1. 外客来訪促進地域の区域
2. 宿泊拠点地区の区域
3. 外客来訪促進地域における観光ルート
4. 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針
5. 日本の歴史・文化の紹介に適した施設であって宿泊拠点地区での整備が適当と認められる施設として国土交通省令で定めるもの（「特定施設」）の整備を図る場合は、特定施設の種類、位置、規模等
6. 外客来訪促進地域の海外における宣伝の方針
7. 外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合は、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項等
8. その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

【注】

外客来訪促進地域

日本の歴史・文化の紹介に適した観光資源を有する、市町村単位のエリアを指す。

宿泊拠点地区

国際観光ホテル整備法による登録ホテル・旅館が相当数存し、外国人の宿泊拠点となる市町村単位のエリアを指す。

特定施設

登録ホテル・旅館と一体整備される以下の施設

- 一 日本文化の紹介・体験施設
美術館、工芸館、歴史館、伝統芸能演舞場、日本文化映像館、日本文化体験施設
- 二 地域文化等の理解増進に資する国際会議施設、保養施設
- 三 地域文化歴史活用施設

地域限定通訳案内士

都道府県の区域内でのみ、報酬を得て通訳案内を業として行うことのできる資格であり、都道府県知事はその試験の実施について外客来訪促進計画に記載し、国土交通大臣の同意を得た場合に、その都道府県においてこの制度を導入できる。

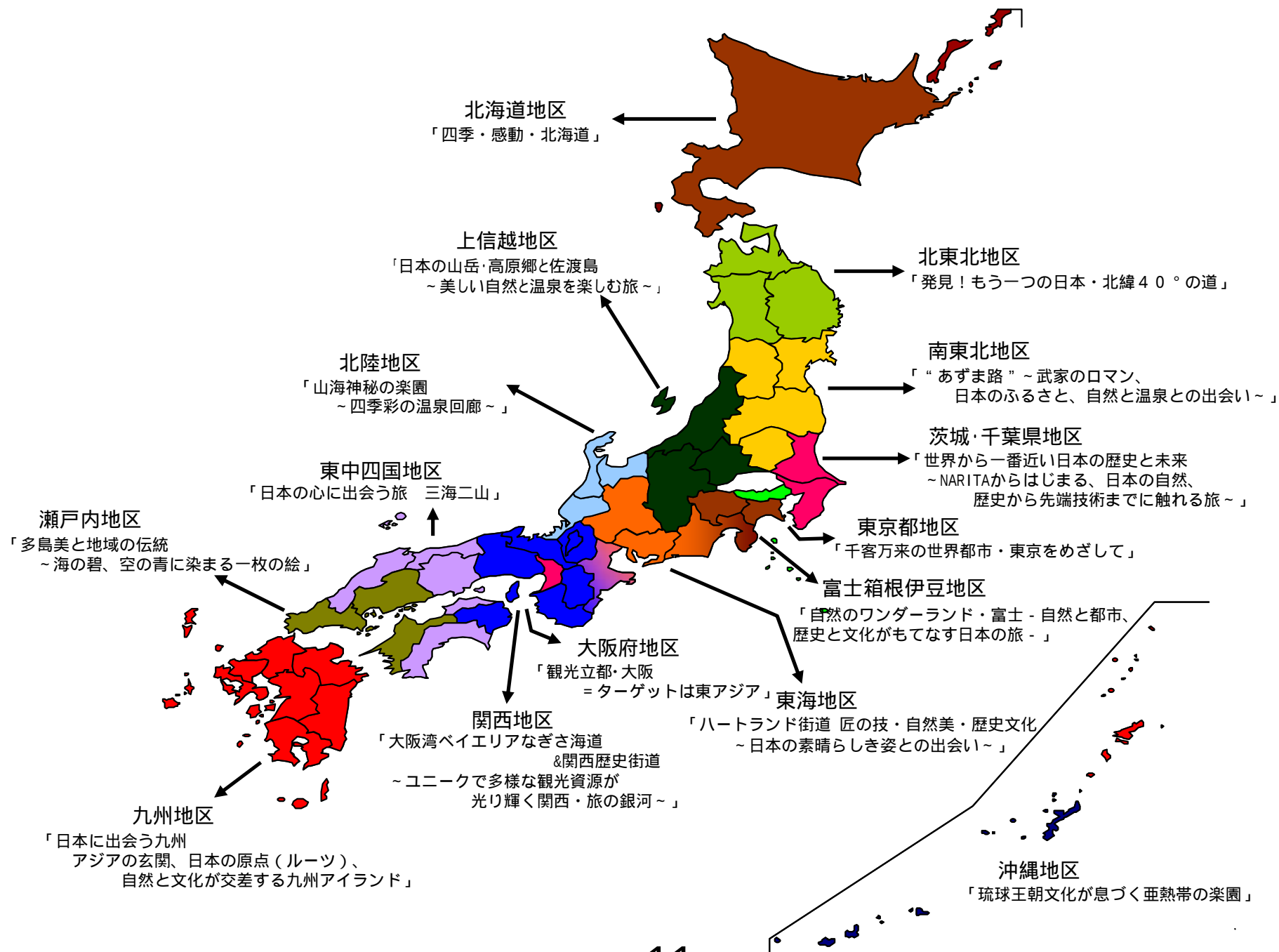
国土交通大臣の同意基準

- 一 外客来訪促進地域（「計画地域」）への外国人観光旅客の来訪が我が国に対する理解の増進に資するものであること。
- 二 宿泊拠点地区が、登録ホテル・旅館等の外国人の利用に適する宿泊施設を相当数有しており適当であること。
- 三 計画地域における観光ルートが、外国人観光旅客の旅行に適するものであること。
- 四 計画地域の海外における宣伝の適切な実施とそれによる外国人観光旅客の来訪の促進が見込まれるものであること。
- 五 地域限定通訳案内士試験を実施する場合は、次に掲げる要件に該当すること。
 - イ 当該都道府県内の計画地域で通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士が必要と認められること。
 - ロ 試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 六 その他外国人観光旅客の来訪の促進に資すると認められるものであること。

関係機関との調整

都道府県が外客来訪促進計画を作成または変更する際は、事前に関係市町村と協議しなければならない。また、必要に応じ関係する港湾管理者、道路管理者等と調整すること。

「外客来訪促進計画」の策定状況



都道府県における外客来訪促進計画の策定状況(H19.1.1現在)

同意日	地区名	構成地域	テーマ
平成10年 4月 8日	富士箱根伊豆地区	神奈川県、静岡県、山梨県	自然のワンダーランド・富士 - 自然と都市、歴史と文化がもてなす日本の旅 -
	東海地区	愛知県、岐阜県、静岡県 三重県	ハートランド街道 匠の技・自然美・歴史文化 ～日本の素晴らしき姿との出会い～
	瀬戸内地区	広島県、山口県、愛媛県	多島美と地域の伝統 ～海の碧、空の青に染まる一枚の絵～
平成10年 9月 9日	北海道地区	北海道	四季・感動・北海道
	関西地区	三重県、滋賀県、京都府 兵庫県、奈良県、和歌山県 徳島県	大阪湾ベリアリアなぎさ街道&関西歴史街道 ～ユニークで多様な観光資源が光り輝く関西・旅の銀河～
平成10年10月16日	北陸地区	富山県、石川県、福井県	山海神秘の楽園 ～四季彩の温泉回廊～
	東中四国地区	鳥取県、島根県、岡山県 香川県、高知県	日本の心に出会う旅 三海二山
平成11年2月22日	北東北地区	青森県、岩手県、秋田県	発見！もう一つの日本・北緯40°の道
	沖縄地区	沖縄県	琉球王朝文化が息づく亜熱帯の楽園
平成11年8月20日	南東北地区	宮城県、山形県、福島県 栃木県	“あずま路”～武家のロマン、日本のふるさと、自然 と温泉との出会い～
平成13年1月25日	九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県	日本に出会う九州 アジアの玄関、日本の原点（ルーツ）、 自然と文化が交差する九州アイランド
平成14年5月28日	上信越地区	群馬県、新潟県、長野県	日本の山岳・高原郷と佐渡島 ～美しい自然と温泉を楽しむ旅～
平成17年10月28日	茨城・千葉県地区	茨城県、千葉県	世界から一番近い日本の歴史と未来 ～NARITAからはじまる、日本の自然、歴史から 先端技術までに触れる旅～
	大阪府地区	大阪府	観光立都・大阪＝ターゲットは東アジア
平成17年12月21日	東京都地区	東京都	千客万来の世界都市・東京をめざして

地域観光振興計画（市町村が作成）

1. 趣旨

地域における観光振興を成功させるためには、地域の官と民が一丸となって取り組む明確な観光戦略のコンセプトを有していることが不可欠である。

このため、今回の改正後の「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」(外客誘致法)において、外国人観光旅客の誘致を中心とした市町村レベルないしそれ以下の広さの地域(振興地域)における官民の観光振興への基本的な取組みについて、市町村が「地域観光振興計画」を作成し、地域の観光振興の統一戦略の明確化を図ることができることとしたものである。

この計画に盛り込まれた観光振興事業で民間組織等が実施するもののうち特に優れたものについては、国による補助事業(観光ルネサンス補助制度)の対象とするものである。

2. 外客来訪促進地域に指定された市町村が作成

外客来訪促進計画において「外客来訪促進地域」に指定された市町村は、国土交通大臣の定める基本方針に基づき、外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する計画(「地域観光振興計画」)を定めることができる。

従って、外客来訪促進地域に指定されていない市町村が地域観光振興計画を作成するためには、外客来訪促進計画の変更を関係都道府県に求めなければならない。

3. 民間組織等の行う「地域観光振興事業」

この計画において定める、「地域観光振興事業に関する基本的な事項」は、当該観光地において民間組織等により実施することが求められる事業の内容(施設整備、イベント、人材育成など)を明らかにするものである。市町村の計画において「地域観光振興事業」として位置づけることのできない事業については、観光ルネサンス補助制度の対象にならない。

4. 計画作成手続

(1) 作成

市町村は、国土交通大臣が外客誘致法に基づき定める「基本方針」に基づき、単独で又は複数の市町村が共同して、「地域観光振興計画」を定めることができる。なお、計画作成にあたり地方議会の議決は要しない。

(2) 都道府県との協議等

市町村は、上記の「地域観光振興計画」を定めるときは、事前に関係都道府県に協議しなければならない。都道府県をまたがる複数の市町村が作成する計画については、計画のうち各都道府県に関係する部分についてそれぞれ協議することで足りる。なお、計画策定にあたっては、地域の観光産業関係者の意見を十分踏まえるとともに、必要に応じ鉄道・バスなどの公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者その他の交通関係者、さらには自然保護事務所その他の自然公園担当部門等とも十分調整するとともに、港湾に関係する場合には、港湾計画を策定する港湾管理者と調整を行うこと。

(3) 計画の公表・国土交通省への送付

市町村は、上記の「地域観光振興計画」を定めたときは、遅滞なくその写しを国土交通省地方運輸局の観光担当部門窓口宛てに送付しなければならない。

地域観光振興計画に記載すべき内容

1. 地域観光振興計画の区域(「振興地域」)

【イメージ】その市町村の域内で、観光の振興を図ることが必要な地域を指定。振興地域の範囲は、市町村の裁量で決めることとするが、具体的な記述としては、住所による記述(例:秋葉原電器街の区域指定の記述として「千代田区外神田1～6丁目」とするなど)のほか、実質上当該区域がほぼ確定できるのであれば、地図の添付など、その他の記述でもよいこととする(例:○○温泉地区)。なお、当該市町村の区域を分割して定めることも可能。

2. 振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する基本的な方針

- 【イメージ】
- (1) その市町村における外国人観光旅客の来訪促進の意義
国際交流の増進、地域経済の活性化など
 - (2) その市町村における国際観光の振興に係る施策の方向性(強みを生かす戦略の明示)
 - a. 「核となる観光資源」の明確化
 - b. 当該観光地の将来ビジョンと観光資源の活用コンセプト(戦略)
 - c. 想定する観光の形態(日帰り、○日間滞在、…)

3. 振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興の目標

- 【イメージ】
- (1) その地域の外国人観光旅客に関する実態把握
 - (2) 5年先又は10年先程度の将来の観光振興の目標
来訪者数、宿泊者数、来訪外国人の満足度調査など、様々な指標を弾力的に使用する。

4. 振興地域における地域観光振興事業に関する基本的な事項

【イメージ】民間が当該地域の観光の魅力の増進に直接つながる以下のような各種事業を行う際の基本的事項について定める。
展示館や体験施設の整備、古民家を活用した観光施設の整備、観光案内所・公衆トイレ・標識などの整備、宿泊施設の整備、イベントの開催、バス運行・遊覧船運航、ホームページの開設、関係施設従業員の研修、外国語マップやメニューの作成等

5. その他振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する事項

【イメージ】案内表示、街並み整備、修景、観光資源保護、交通アクセス整備、病院における外国人対応、観光カリスマの活動支援等

外客来訪促進地域に指定されている市町村(H19.1.9現在)

国際観光テーマ地区参加市町村一覧

(平成19年1月9日現在)

テーマ地区名	都道府県名	市					町						村					
北海道地区 (35市130町15村)	北海道 全市町村	全 市 町 村																
北東北地区 (28市11町5村)	青森県 (9市6町2村)	青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原市	外が浜町	鯹ヶ沢町	深浦町	大鰐町	中泊町	六戸町	西目屋村	佐井村				
	岩手県 (10市3町2村)	盛岡市	宮古市	花巻市	北上市	久慈市	雫石町	平泉町	岩泉町				滝沢村	田野畑村				
	秋田県 (9市2町1村)	秋田市	能代市	横手市	大館市	男鹿市	小坂町	藤里町					大潟村					
		鹿角市	大仙市	北秋田市	仙北市													
南東北地区 (18市13町2村)	宮城県 (5市4町)	仙台市	塩竈市	白石市	多賀城市	東松島市	蔵王町	松島町	七ヶ浜町	利府町								
	山形県 (8市2町)	山形市	米沢市	鶴岡市	酒田市	寒河江市	西川町	高畠町										
	福島県 (2市4町2村)	会津若松市 喜多方市					下郷町	磐梯町	猪苗代町	会津美里町			北塩原村	湯川村				
	栃木県 (3市3町)	宇都宮市	日光市	那須塩原市			益子町	茂木町	那須町									
上信越地区 (35市14町11村)	群馬県 (7市6町6村)	前橋市	高崎市	桐生市	沼田市	渋川市	下仁田町	中之条町	長野原町	草津町	東吾妻町	みなかみ町	富士見村	嬬恋村	六合村	高山村		
	新潟県 (16市3町1村)	新潟市	長岡市	上越市	三条市	柏崎市	湯沢町	出雲崎町	阿賀町				片品村	川場村				
		新発田市	小千谷市	十日町市	村上市	燕市							弥彦村					
		妙高市	佐渡市	阿賀野市	魚沼市	南魚沼市												
	長野県 (12市5町4村)	長野市	松本市	上田市	諏訪市	駒ヶ根市	軽井沢町	立科町	波田町	山ノ内町	飯綱町		白馬村	小谷村	高山村	野沢温泉村		
		小諸市	茅野市	大町市	佐久市	塩尻市												
		千曲市	安曇野市															
茨城・千葉県地区 (51市12町1村)	茨城県 (27市4町1村)	水戸市	日立市	土浦市	古河市	結城市	大洗町	城里町	大子町	阿見町			東海村					
		龍ヶ崎市	下妻市	常陸太田市	高萩市	北茨城市												
		笠間市	牛久市	つくば市	ひたちなか市	鹿嶋市												
		潮来市	守谷市	筑西市	稲敷市	かずみがうら市												
	神栖市	行方市	鉾田市	つくばみらい市	桜川市													
	常総市	石岡市																
	千葉県 (24市8町)	千葉市	銚子市	市川市	船橋市	館山市	酒々井町	栄町	神崎町	九十九里町	芝山町	大多喜町						
		木更津市	野田市	香取市	茂原市	成田市	御宿町	鋸南町										
		佐倉市	旭市	柏市	勝浦市	市原市												
		我孫子市	鴨川市	君津市	富津市	浦安市												
		袖ヶ浦市	富里市	南房総市	いすみ市													
東京都地区 (23区26市5町8村)	東京都 全市町村	全 市 町 村																
富士箱根伊豆地区 (20市9町3村)	神奈川県 (4市2町)	横浜市	鎌倉市	藤沢市	小田原市		箱根町	湯河原町										
	山梨県 (6市1町3村)	甲府市	富士吉田市	山梨市	北杜市	笛吹市	富士河口湖町						忍野村	山中湖村	鳴沢村			
	静岡県 (10市6町)	沼津市	熱海市	三島市	伊東市	富士市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	小山町						
		御殿場市	下田市	裾野市	伊豆市	伊豆の国市												

テーマ地区名	都道府県名	市				町	村
東海地区 (30市4町1村)	岐阜県 (8市1村)	岐阜市	大垣市	高山市	中津川市	美濃加茂市	白川村
	静岡県 (6市1町)	静岡市	浜松市	島田市	磐田市	掛川市	新居町
	愛知県 (9市1町)	名古屋	豊橋市	岡崎市	瀬戸市	半田市	南知多町
	三重県 (7市2町)	津市	伊勢市	松坂市	桑名市	鈴鹿市	菰野町 南伊勢町
北陸地区 (27市11町)	富山県 (8市2町)	富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	上市町 立山町
	石川県 (10市5町)	金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	野々市町 穴水町 志賀町 宝達志水町 能登町
	福井県 (9市4町)	福井市	敦賀市	越前市	小浜市	大野市	永平寺町 越前町 若狭町 南越前町
関西地区 (53市24町1村)	三重県 (5市3町)	上野市	名張市	尾鷲市	熊野市	松阪市	紀北町 御浜町 紀宝町
	滋賀県 (10市2町)	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	東近江市	安土町 日野町
	京都府 (10市3町)	京都市	宇治市	八幡市	京田辺市	亀岡市	木津町 精華町 大山崎町
	兵庫県 (15市4町)	神戸市	尼崎市	伊丹市	宝塚市	西宮市	上郡町 佐用町 新温泉町 香美町
	奈良県 (6市5町1村)	奈良市	大和郡市	天理市	橿原市	桜井市	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 吉野町 明日香村
	和歌山県 (3市7町)	和歌山市	田辺市	新宮市			高野町 白浜町 上富田町 すさみ町 串本町 那智勝浦町 太地町
	徳島県 (4市)	徳島市	鳴門市	美馬市	三好市		
大阪府地区 (33市9町1村)	大阪府 全市町村	全 市 町 村					
瀬戸内地区 (20市4町)	広島県 (10市1町)	広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	神石高原町
	山口県 (8市2町)	下関市	宇部市	山口市	萩市		美東町 秋芳町
	愛媛県 (2市1町)	松山市	今治市				砥部町

テーマ地区名	都道府県名	市	町	村
東中四国地区 (22市11町)	鳥取県 (2市3町)	米子市 境港市	湯梨浜町 三朝町 大山町	
	島根県 (4市2町)	松江市 出雲市 安来市 雲南市	東出雲町 斐川町	
	岡山県 (5市1町)	岡山市 倉敷市 津山市 真庭市 美作市	鏡野町	
	香川県 (7市4町)	高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市	小豆島町 土庄町 琴平町 多度津町	
	高知県 (4市1町)	さぬき市 三豊市 高知市 南国市 香美市 香南市	いの町	
九州地区 (61市19町3村)	福岡県 (8市)	福岡市 北九州市 久留米市 柳川市 筑紫野市		
	佐賀県 (8市2町)	太宰府市 朝倉市 うきは市 佐賀市 唐津市 伊万里市 武雄市 鹿島市	有田町 吉野ヶ里町	
	長崎県 (6市)	多久市 神埼市 嬉野市 長崎市 佐世保市 島原市 平戸市 対馬市		
	熊本県 (11市4町3村)	熊本市 荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 水俣市 人吉市 宇城市 阿蘇市 天草市 上天草市	南小国町 小国町 高森町 山都町	西原村 南阿蘇村 産山村
	大分県 (11市2町)	大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 竹田市 由布市	日出町 九重町	
	宮崎県 (6市5町)	宮崎市 延岡市 日南市 串間市 西都市	北郷町 綾町 南郷町 高千穂町 美郷町	
	鹿児島県 (11市6町)	えびの市 鹿児島市 指宿市 西之表市 阿久根市 出水市 垂水市 日置市 霧島市 いちき串木野市 志布志市 奄美市	知覧町 中種子町 南種子町 上屋久町 屋久町 天城町	
沖縄地区 (11市11町19村)	沖縄県 全市町村	全 市 町 村		

市町村合併が行われた自治体については、都道府県における外客来訪促進計画が変更されるまでは、指定された旧市町村を含む合併後の市町村を指定されているものとして運用する(税関係を除く)。上記の表は、合併後の市町村名で記載したものである。

おおまかな「事業構想」の作成（地域観光振興事業構想：民間が作成）

1. 趣旨

観光地の振興は、地元の観光振興に取り組むまちづくり団体をはじめ、観光施設関係者、旅館・ホテル事業者、交通、飲食、土産物販売その他の中小小売事業者、さらには地域住民など、多数の民間事業者等が関係する。

これらの様々な主体を総合的に調整する、プロモーター的・コーディネーター的な役割を担い、あるいは自ら地域観光振興事業を行う民間の組織を、市町村が認定し、地域の観光振興の核となって市町村と連携しながら活動することを期待するものである。

2. 作成の主体と、市町村からの認定

以下に掲げる民間組織は、市町村の地域観光振興計画に位置づけられた地域観光振興事業に関する総合的かつ基本的な構想を作成し、その構想が適当であることについて市町村の認定を受けることができる。

事業構想について市町村から認定を受けた法人を、ATA(エリア・ツーリズム・エージェンシー)と呼ぶこととする。

なお、構想作成にあたっては、必要に応じ地元の観光産業関係者や公共交通事業者、道路管理者などの事業関係者と調整すること。

民法第34条に基づく公益法人(社団法人、財団法人)

NPO法に基づくNPO法人

地方公共団体が出資する法人(第三セクター等)、その他その構成員又は出資者の構成からみて地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしいと認められる法人(商工会議所等)

3. 地域観光振興事業構想の記載事項

事業構想には、以下の事項を盛り込むこととなっている。

振興地域における地域観光振興事業の概要

(構想推進事業者名、実施場所、観光振興の基本方針、実施予定事業の項目など)

地域観光振興事業を実施することにより期待される効果

具体的な「事業計画」の作成（地域観光振興事業計画：民間が作成）

1. 作成の主体と、国（国土交通大臣）の認定

「地域観光振興事業構想」の認定を市町村から受けた民間組織（ATA）は、地域観光振興事業の実施に関する具体的な事業計画（地域観光振興事業計画）を、単独で又は他の者と共同で作成し、国（国土交通大臣）の認定を受けることができる。ここでいう共同事業者とは、たとえば遊覧船事業者、バス事業者のほか、個別のホテル・旅館、土産物店などの小売店、飲食店など、地域の観光振興に関わる事業者を広く想定している。

2. 事業計画の記載事項

「地域観光振興事業計画」は、事業構想に記載された地域観光振興事業を実施するための計画であり、以下の事項を盛り込むこととなっている。

地域観光振興事業の目標及び内容

地域観光振興事業の実施時期

地域観光振興事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

3. 計画認定手続

（1）作成

民間組織は、地域観光振興事業計画について国土交通大臣の認定を受けようとするときは、申請書その他の必要書類を、市町村の観光関係部署を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。なお、事業計画作成にあたっては、必要に応じ地元の観光産業関係者や公共交通事業者、道路管理者などの事業関係者と調整すること。

（2）国土交通大臣による認定

国土交通大臣は、上記事業計画が国の定める基本方針の内容に照らし適当であること、事業が確実に実施される見込みがあることなどについて審査し、適合している場合は認定するものとする。なお、認定の申請は、地方運輸局（36ページ参照）あてに行うものとする。

3. 支援措置

国の認定を受けた「地域観光振興事業計画」に基づく事業については、以下の支援措置を講じることとしている。

補助金の交付

観光ルネサンス補助金の交付(国の認定を受けた事業計画に基づく事業のうち、観光ルネサンス事業検討会の推薦をうけて国土交通省で補助採択した事業)

道路運送法の特例

バス事業に関する届出等の手続きの一部簡素化。

海上運送法の特例

小規模な遊覧船事業に関する届出等の手続きの一部簡素化。

地方財政法の特例

総務省令で定める公共的施設(案内所ほか)を整備する三セク(市町村の出資比率が1 / 2を超えるものに限る)に対し市町村が助成する際の財源については、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債の発行による調達を認める。

民間の取り組む地域観光振興事業の事業メニュー例

- 外国人観光旅客の来訪の促進に資する事業であって、次のような事業項目に該当するものを想定している(事業内容欄は例示である)。
- 観光ルネサンス補助制度の補助対象経費については、24ページ参照。

事業項目	事業内容(例)
イベント開催	御神輿、雪祭り、花火大会、けんか祭りなど、外国人誘致にも資する地域の固有のイベントにおける外国人対応関連事業 (外国語を日本語と併記したパンフレット・マップの作成配布、ミニバンなどを改造した臨時の移動案内所のリース、通訳ガイド関係(当日の配置、無線イヤホンの購入等))
交通関係	1. バス・遊覧船運行(貸切バスの借り上げによる無償運行、 ATAが購入したバス車両の事業者への貸し付け、 運行に係る経費補填契約) 2. 各種案内表示の改善事業(関係者による調整委員会の開催、バスターミナルへの総合交通案内看板の設置、外国語シール等の作成配布)
PR関係	1. インターネットを活用した多言語情報発信等 2. PRビデオ、パンフレット、ポスター等の作成配布
接遇向上関係	1. 関係事業者従業員を対象とした研修(接遇研修、語学研修等) 2. 通訳ガイド関係事業(紹介窓口の開設、無線イヤホンなどガイド用機器の整備等) 3. ヘルプフォンの開設・利用 4. 外国語のパンフレット等の作成配布(観光案内パンフ、散策マップ、レストランメニュー、各種施設の利用案内パンフ類) 5. 設備機器の改善(外国語放送機器等の整備・運用)

事業項目	事業内容(例)
施設整備・運営	以下の施設であって、外国人観光旅客の誘致にも資すると考えられるものに関する整備、買い取り、修繕、移築、保存、維持運営事業またはこれらに付帯する事業(例:保存事業の協賛者募集)。なお、土地購入費は対象外。 (1)教養文化施設(民族博物館、美術館、陶芸館、資料館、水族館等の整備・運営) (2)体験施設(蕎麦打ち体験館、彫刻体験施設、湯もみ体験施設等の整備・運営) (3)案内施設(外国人対応可能な観光案内所の整備・運営) (4)休養施設(足湯、公衆トイレ、ポケットパーク等の整備・運営) (5)交通施設(外国人をターゲットにしたバス、遊覧船などの事業の用に供する施設等の整備・運営) (6)販売施設(地元特産品の販売施設等の整備・運営) (7)その他施設 (8)上記施設の付帯施設・設備(古民家の外壁や塀その他の修景設備等の整備・管理)
案内標識	外国語表記も入った案内標識の整備・運営
その他事業関係	1.観光産業の構造改革事業(泊食分離、地域ブランド商品の開発等) 2.観光商品の企画開発・商品化事業(周遊パス、体験型メニューの開発、地産地消推進、グリーンツーリズム推進等) 3.人材育成事業(講師招聘、視察会・研究会実施、資料購入等) 4.コーディネーターの配置(地域の観光事業関係者からのコンサルティング相談に応じるコーディネーターの配置、フィルムコミッション活動等) 5.両替窓口の整備 6.医療機関(医療機関における外国語対応マニュアル整備、ヘルプフォンの開設や利用)

観光ルネサンス補助制度（地域観光振興事業費補助金）の概要

目的

外国人観光旅客の来訪を促進するため、地域で観光振興に取り組む民間組織（公益法人、NPO法人、第三セクター等）の事業に要する経費の一部を国が補助することにより、アイデアとやる気に満ちた民間による、国際競争力のある観光地づくりを促進することを目的とする。

補助対象経費

外客誘致法に基づき、市町村の認定を受けた民間組織（ATA）が単独又は共同（ATA・地方公共団体等からなる協議会）で実施する事業で、国土交通大臣の認定を受けたもののうち、特に優れたものとして国土交通省で補助採択した事業の実施に要する以下の経費とする。

- （１）観光商品の企画開発・商品化事業費用
周遊パス等の開発・制度設計等のための専門家の派遣等制度設計費、印刷物作成費、その他これに関連する経費
- （２）地域イベント活性化事業費用
専門家の派遣等制度設計費、印刷物作成費、その他これに関連する経費
- （３）インターネットによる多言語情報発信事業費用
多言語WEBコンテンツ作成費（システムの設計・構築・運用試験、ハードウェア料金、保守管理費等）
- （４）多言語人材育成事業費用
講師等の派遣費、教材の作成費、その他これに関連する経費
- （５）観光案内所、観光交流施設等の整備・運用費用
伝統的建築物の購入費、修繕・改築費、案内所等の運営費、多言語の観光パンフレット・地図等の作成費、その他これに関連する経費
- （６）外国人对応観光案内標識等の整備費用
外国人对応の観光案内標識等の整備費
- （７）手づくり観光サービス起業化支援事業費用
地域資源を活用した土産品等の開発・販売事業等の起業化支援及び空き店舗活用事業、その他これに関連する経費
- （８）外客満足度向上事業費用
外国人観光客の満足度向上に資する観光施設等の満足度診断事業、外国語放送受信システム導入事業、その他これに関連する経費
- （９）上記（１）～（８）の事業を実施する場合の、これと一体となって実施することにより効果が見込まれる事業費、調査費

補助率等

補助対象経費の40%を上限とする。

【注】

- (1) 国が交付する補助金の額は、地方公共団体の負担する額以内とする。地方公共団体の負担する額とは、以下の各号をいう。（地方公共団体の負担については、32～34ページ参照）
 - イ 都道府県及び市区町村が補助金等により認定構想推進事業者（ATA）に支出する金額
 - ロ 都道府県及び市区町村が負担金等により協議会に支出する金額
 - ハ 地域観光振興計画に基づき、都道府県及び市区町村が実施する観光振興事業に要する経費（平成19年度のみ）
- (2) 国の予算状況や他の事業との調整などにより、補助率が40%を下回る場合がある。
- (3) 補助金は年度毎の事業終了後に支払う（精算払い）。
- (4) 事業収入がある場合は、その額を補助対象経費から控除する。
- (5) 事業費のうち、ルネサンス補助金及び地方公共団体の負担以外の経費をまかなう資金については、民間組織の自己資金、民間からの協賛金等、その財源は問わない。ただし、他の国の補助金との重複受給は不可。
- (6) 補助採択前に着手していた既存事業とは別の新規事業として位置づけることが必要。

事業規模・補助期間

1. 補助対象事業の総事業費は、単年度あたりおおむね2,500万円以上

原則として、交付される補助金額が、単年度あたりおおむね1,000万円以上であることが必要であり、補助率は最大40%なので、単年度あたりの補助対象事業の事業費総額が、おおむね2,500万円以上であることが必要。現物提供分を金額換算して事業費総額に算入することも原則として可（詳しくは36ページの国土交通省相談窓口にお問い合わせ下さい）。

複数の補助対象事業を実施する場合（例：標識設置、人材育成、パンフレット作成の3事業を実施する場合など）は、その合計額が、単年度あたりでおおむね2,500万円以上であればよい。

2. 補助期間は2カ年度（事業評価の結果次第で初年度のみ補助となる場合もある。）

- (1) 事業は単年度でも複数年度でも可。
- (2) 複数年度にまたがる場合は、採択年度とその翌年度の2カ年度分が補助対象となる。ただし、1年毎に観光ルネサンス事業検討会において事業評価を実施。この事業評価により、効果が低いと認められると、初年度のみ補助となる場合や、経過観察期間において、年度途中で補助を打ち切れる場合がある（事業評価については、29ページ参照）。
- (3) 国が設置した検討会の事業評価において、当該補助対象期間の事業が適切に執行され効果があったとの評価を得た補助対象事業者であって、新規に事業を追加して行うことにより一層の効果が見込まれる場合は、当該補助対象事業者の補助対象期間を通算5年以内とする。

この場合も、開始から2か年を経過した補助対象事業に係る経費については、補助対象としない。

補助対象事業者

- 事業構想について市町村から認定を受けた民間組織（ＡＴＡ 注１，２）
- 協議会（ＡＴＡ及び地方公共団体、その他観光関係団体等を構成員とする団体 注３）

注１．民間組織の法人格

当該民間組織が、以下の法人格のいずれかを有することが必要である。

社団法人又は財団法人

ＮＰＯ法に基づくＮＰＯ法人

地方公共団体が出資する法人（第三セクター等）、その他その構成員又は出資者の構成からみて地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしいと認められる法人（商工会議所等）

注２．民間組織の推進体制等

当該法人は、例えば以下のような事項を満たすことが必要である。

当該法人において事業の実施体制が確立されていること。

当該法人において本件事業に相当期間継続して従事する者がいること。

地域の関係者の協力ないし理解が得られる見込みがあること。

当該事業が適正な手続のもとに公正中立に実施されるものであること。

注３．協議会の要件

少なくともＡＴＡ及び地方公共団体を構成員とする団体で、以下の要件を全て満たしていることが必要である。

定款、寄付行為に類する規約等を有すること。

団体の意思を決定し、執行する組織が確立され、責任体制が明確であること。

自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

団体活動の本拠としての事務所を有すること。

協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員がその協議の結果を尊重する義務を負うことが規約等に定められていること。

補助申請の前提条件

以下の事項がともに満たされていることが、申請にあたっての前提条件である。

１．外客誘致法に基づく２つの地域計画が定められていること

補助対象事業が実施される地域において、外客誘致法に基づく「外客来訪促進計画」（都道府県が策定）及び「地域観光振興計画」（市町村が策定）が定められていることが必要である。

２．事業構想について市町村の認定を受けていること

民間組織が行おうとする事業の概要（事業構想）が、市町村の定める「地域観光振興計画」に照らして適切であること等について、市町村の認定を受けることが必要である。

協議会が補助申請の主体である場合には、上記認定を受けた民間組織が構成員となっていることが必要である。

補助金の交付対象の決定

1. 観光ルネサンス事業検討会

公募案件を「観光ルネサンス事業検討会」に諮り、その推薦を受けて、国土交通省は補助金交付対象を決定する。

2. 観光ルネサンス事業検討会での主なチェック項目（詳細は、観光ルネサンス補助制度のチェック項目を参照）

外国人観光旅客の数が直近の年度において年5%程度増加している地域であり、以下に明示する指標からその地域の観光地としての国際競争力の向上が見込まれるものである場合であって、かつ、当該事業が地方公共団体の行う事業との適切な役割分担のもとに行われるものに限り、補助対象とする。

- ・ 地域資源の状況や外客の動向を確認し、地域が外客の訪れる魅力的な観光地となる潜在能力を有していること。
- ・ 事業実施主体が、事業を推進していく民間団体等として適切であること。
- ・ 提案されている事業の内容が戦略的であるか、計画的であるか、実現性が高いか、そして何より地域の魅力を高めるものであるか、といった視点から、事業内容が適切であること。
- ・ 地域の関係者が外客誘致をはじめとする観光振興に向けて取り組みを行っていること。
- ・ 事業を実施した場合の成果・効果を検討し、事業実施の有効性が高いこと。

【注】外国人観光旅客の増加率などの統計の取り方等については、所轄の地方運輸局等にご相談下さい。

採択予定件数

19年度は、1件当たり1,000万円以上として、全国で数件を新規の補助対象として採択予定。

〔国の19年度予算（案）；2.9億円 継続案件分を含んだ金額〕

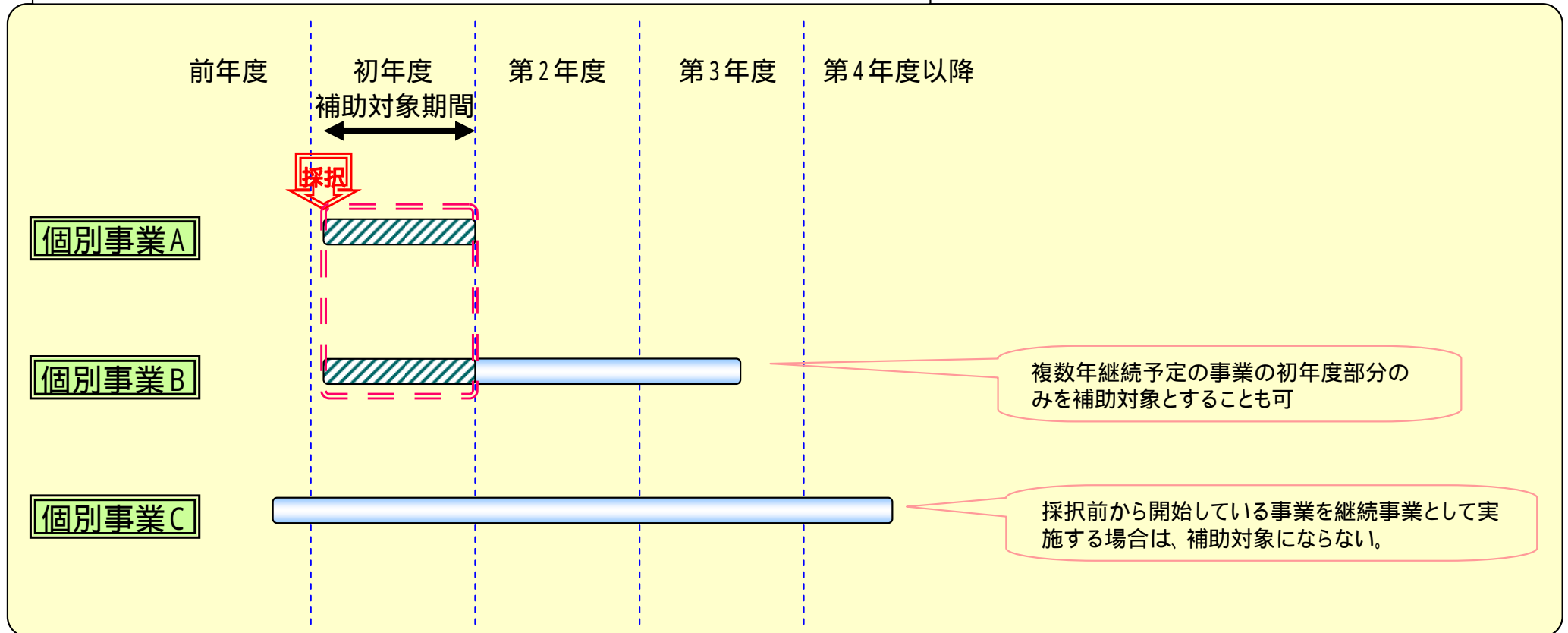
スケジュール

○ 19年度のスケジュール（新規）

- ・ 募集 2月22日 ~ 3月30日
- ・ 交付決定 5月末（予定）

単年度のみ補助を受ける場合

「×温泉 地域観光振興事業計画」(補助対象期間のイメージ)

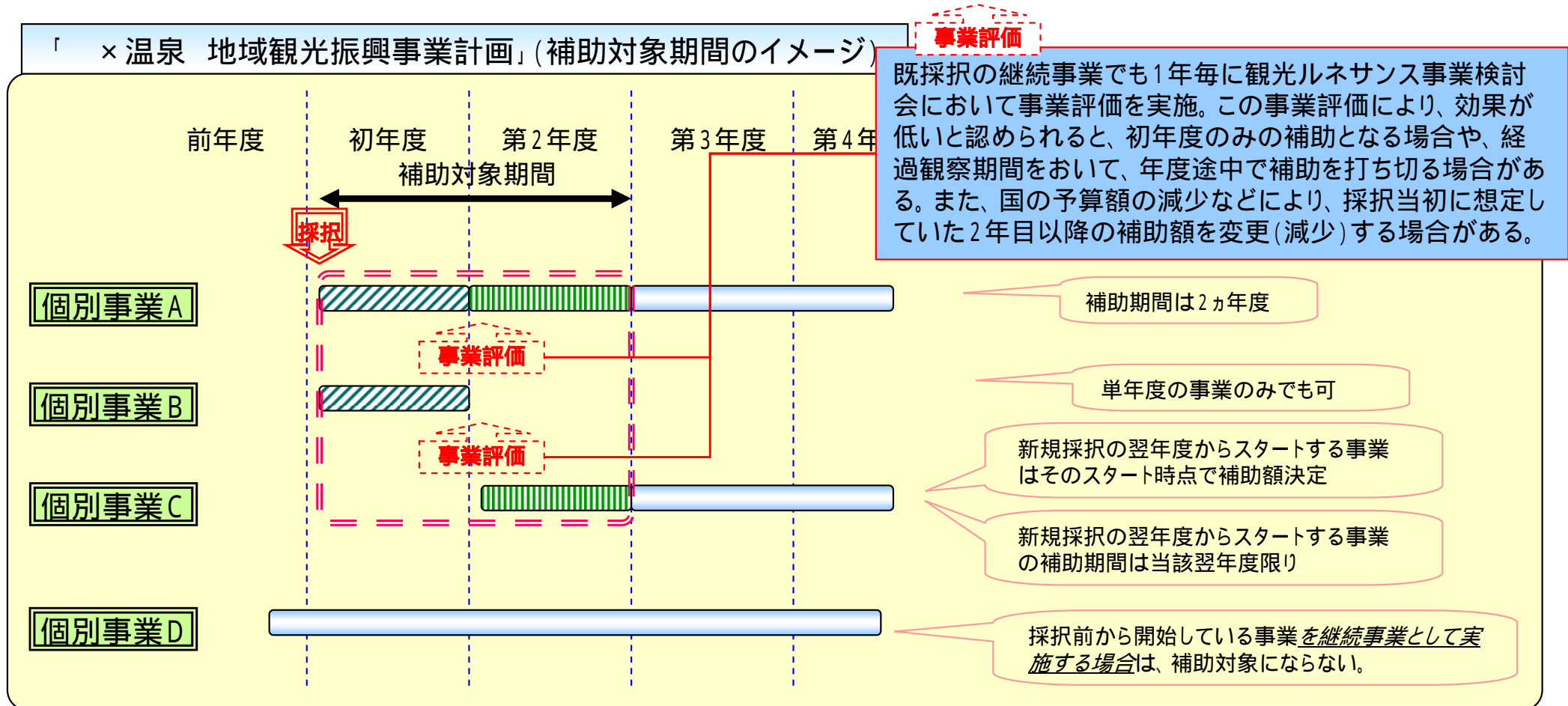


【注】 1. の事業が補助対象となる。 の事業は補助対象とならない。

2. 観光ルネサンス事業検討会にて を一括して審査(本審査)

3. 単年度の補助金が概ね1,000万円以上であることが必要。(即ち、補助率40%の場合、年間の補助対象事業の事業費合計が概ね2,500万円以上であることが必要。 の合計 2,500万円)

複数年度補助を受ける場合



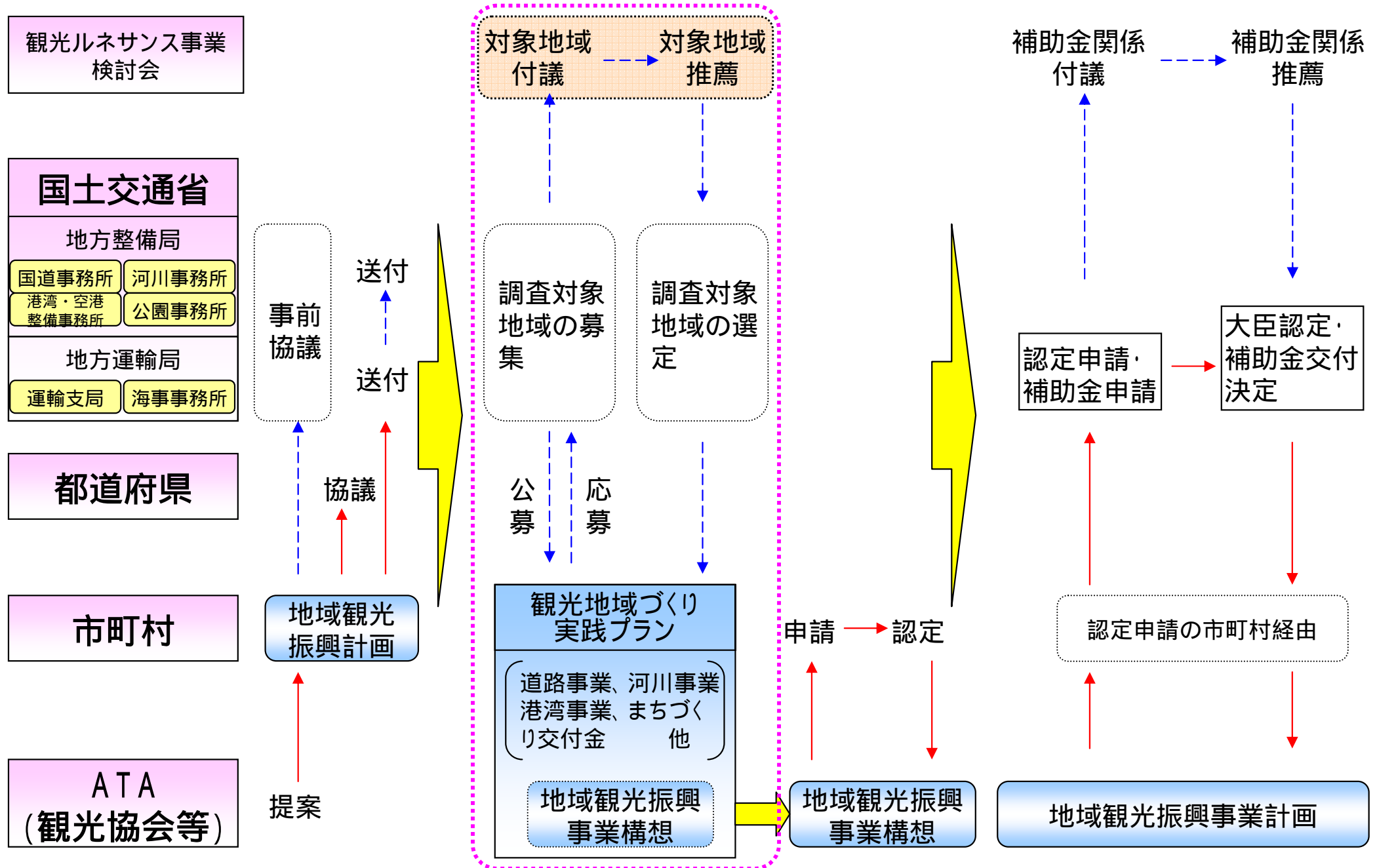
【注】1. の事業が補助対象となる。 の事業は補助対象とならない。

2. 観光ルネサンス事業検討会にて を審査(本審査)

3. 各年度の補助金が概ね1,000万円以上であることが必要。(即ち、補助率40%の場合、各年の補助対象事業の事業費合計が概ね2,500万円以上であることが必要。 の合計 2,500万円 の合計 2,500万円)

4. 補助期間中に事業内容を変更する場合は、「地域観光振興事業計画」の変更手続きを踏み、改めて観光ルネサンス事業検討会の審査を受ける。

観光ルネサンス事業の手続きフロー（観光地域づくり実践プランを活用する場合）



平成19年度からの主な変更点と協議会について

19年度からの主な変更点

継続事業も該当します。

1. 補助対象事業者に、ATA及び地方公共団体等からなる協議会を追加。 → (下記欄参照)
2. 地方公共団体負担の明確化(19年度に限り一定の経過措置あり)。 → (32～34頁参照)
3. 補助対象経費を具体的に列挙。 → (24頁参照)
4. 補助対象期間を2年とすることを明記。ただし、新規事業の追加により、一層の効果が見込まれる場合の補助対象期間を通算5年以内とする(同一事業の補助期間は2年)。 → (25頁参照)
5. 既採択の継続事業でも、1年毎に観光ルネサンス事業検討会において事業評価を実施。 → (29頁参照)
6. 「手づくり観光サービス起業家支援」及び「外客満足度向上」を重点分野に位置付けた。 → (24頁参照)

協議会とは

ATA(外客誘致法に基づき、市町村の認定を受けた民間組織)、地方公共団体、その他観光関係団体を構成員とし、以下の要件を満たしている団体。なお、法人格の有無は問わない。

- イ 定款、寄付行為に類する規約等を有すること
- ロ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立され、責任体制が明確であること
- ハ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ニ 団体活動の本拠としての事務所を有すること
- ホ 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員がその協議の結果を尊重する義務を負うことが規約等に定められていること

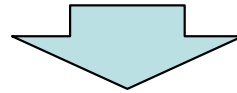
○留意事項

- ・少なくとも、ATAと地方公共団体は構成員となる必要がある。
- ・補助申請(応募)前に構成員たるATAが地域観光振興事業計画の認定を受ける必要がある。
- ・協議会の場合も、補助対象経費は、認定を受けた地域観光振興事業計画に基づく事業に要する経費である。

観光ルネサンス補助制度における地方公共団体負担について

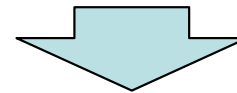
[平成17・18年度]

- 地方公共団体負担の明記なし。



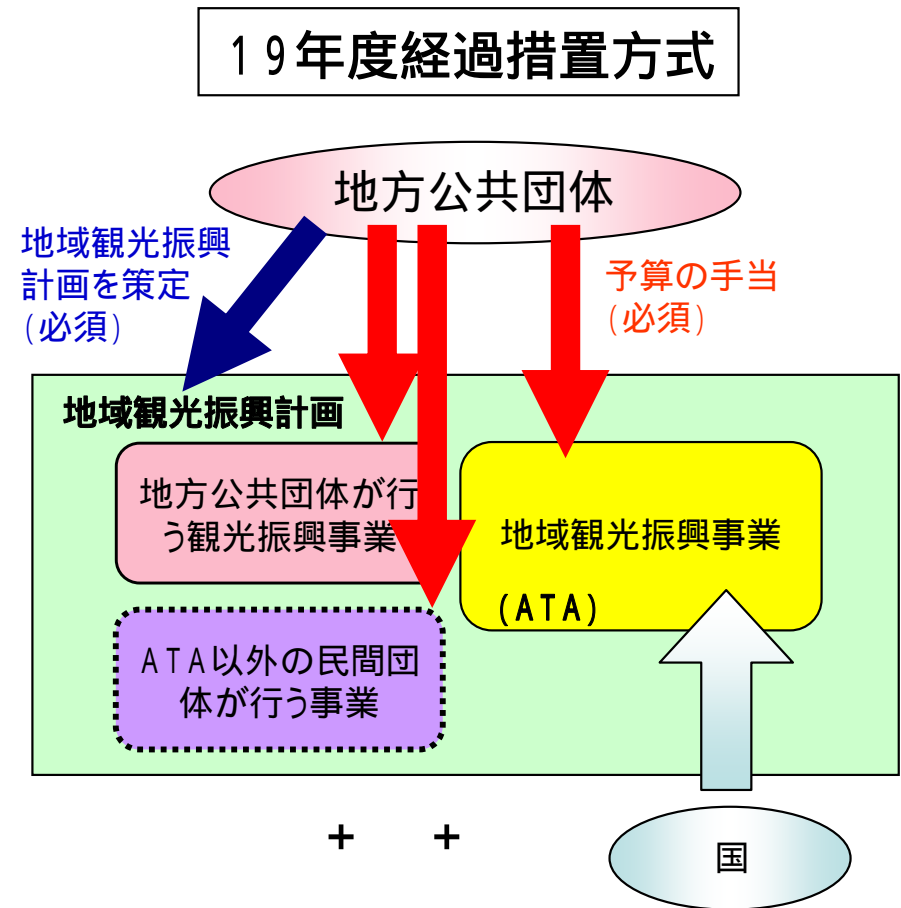
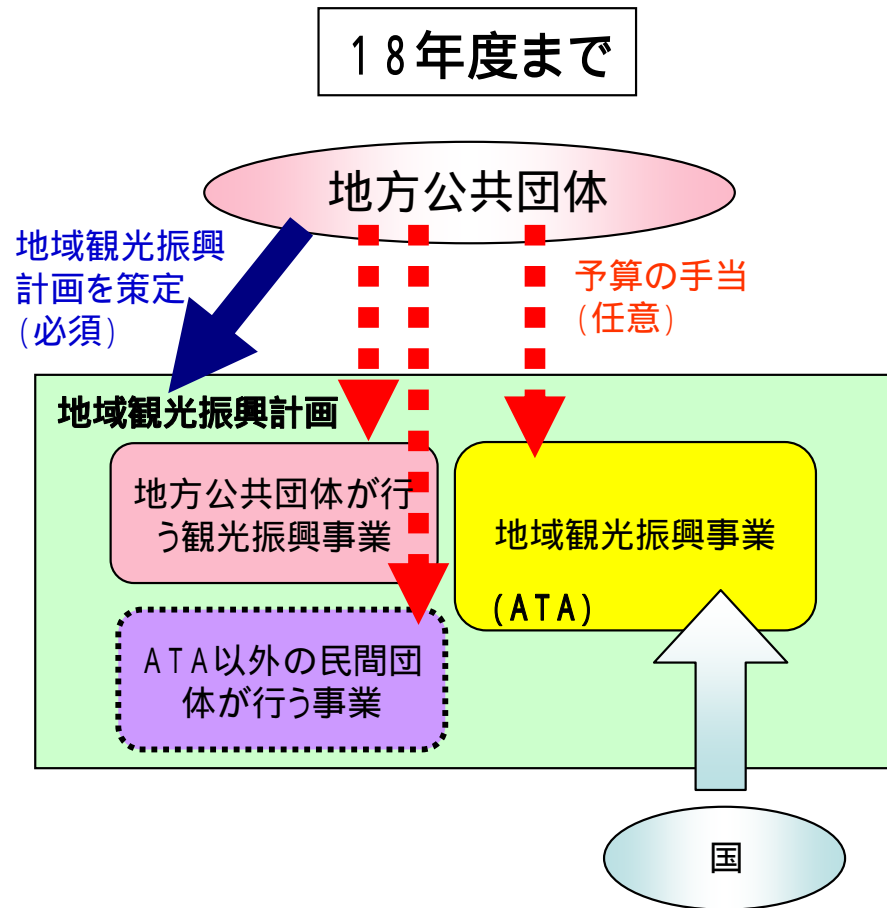
[平成19年度] **経過措置**

- 地方公共団体負担の明確化。
 - ・ 国が交付する補助金の額は、地方公共団体の負担する額以内。
- 地方公共団体の負担する額とは
 - ・ 都道府県及び市区町村がATA(又は協議会)に支出する金額
 - ・ 地域観光振興計画に基づき、都道府県及び市区町村が実施する観光振興事業に要する経費(19年度経過措置方式、33ページ参照)



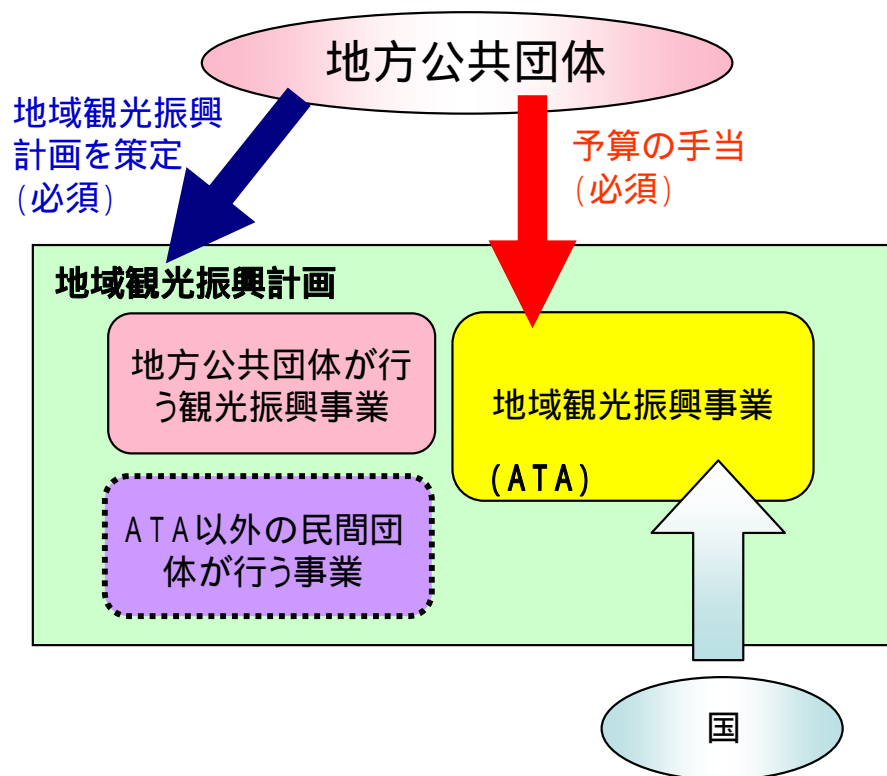
[平成20年度以降]

- 地方公共団体負担の明確化。
 - ・ 国が交付する補助金の額は、地方公共団体の負担する額以内。
- 地方公共団体の負担する額とは
 - ・ 都道府県及び市区町村がATA又は協議会に支出する金額

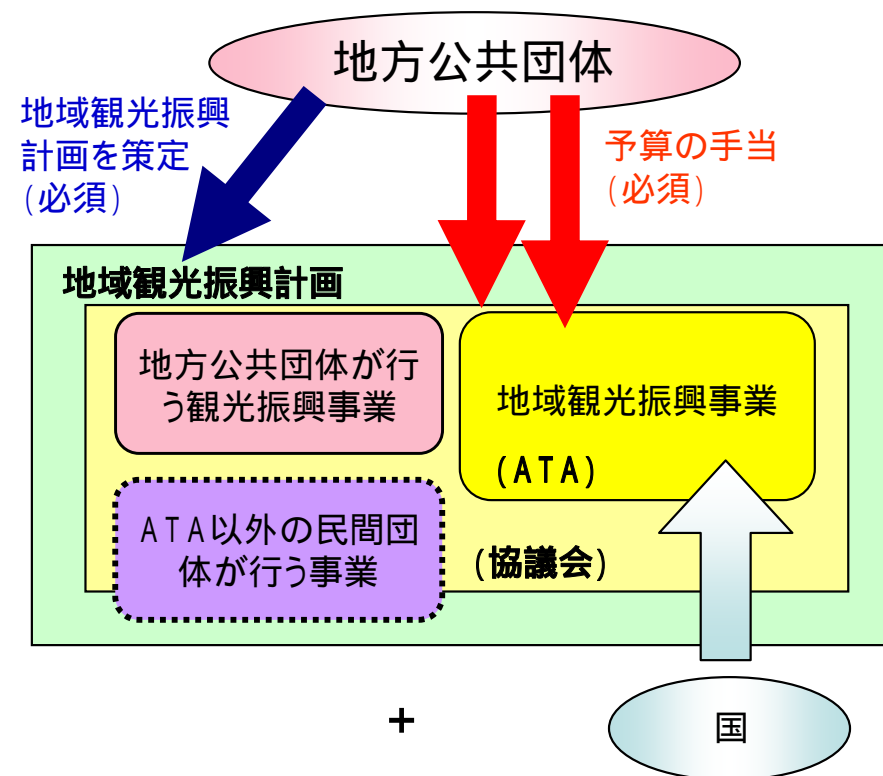


- 19年度以降の補助申請分からは、地方公共団体が、地域観光振興計画に位置づけられた事業に対する予算の手当てを行うことが必要となる。
- 国は、地方公共団体が当該年度の予算手当てを行う額を上限として、補助金の交付決定を行う。
- 「地方公共団体が当該年度の予算手当てを行う額」とは、都道府県及び市区町村がATA(又は協議会)に支出する金額(地域観光振興事業への支出)及び地域観光振興計画に基づき、都道府県及び市区町村が実施する観光振興事業に要する経費(地方公共団体が行う観光振興事業への支出・ATA以外の民間団体が行う事業への支出)のための予算をいう。(19年度経過措置。19年度の申請にのみ適用)

ATAが補助対象事業者の場合



協議会が補助対象事業者の場合



- 国は、地方公共団体が当該年度の予算手当てを行う額を上限として、補助金の交付決定を行う。
 - 「地方公共団体が当該年度の予算手当てを行う額」とは、都道府県及び市区町村がATA又は協議会に支出する(金額の)ための予算をいう。
 - ATAが補助対象事業者の場合
 - 都道府県及び市区町村は国と協調してATAに補助を行う必要がある(地域観光振興事業への支出)。
 - 協議会が補助対象事業者の場合
 - 都道府県及び市区町村は協議会に参画して事業を行うか、負担金等を支払う必要がある(、)
- なお、この場合でも地域観光振興事業計画の認定申請は、協議会を構成するATAが単独で行うこととする。

IAA・ツーリズム・エージェンシー（ATA）に対する税制特例の概要

対象事業者

ATAとして市町村の認定を受けた法人

かつ

民法第34条に規定する法人（財団法人・社団法人）

対象物

文化財保護法の規定に基づく文化財に指定又は登録された家屋又はその敷地

対象となる文化財

- ・ 国宝
- ・ 重要文化財
- ・ 重要有形民俗文化財
- ・ 特別史跡名勝天然記念物
- ・ 登録有形文化財
- ・ 登録有形民俗文化財
- ・ 登録記念物
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物

特例の内容

不動産取得税
2分の1控除

ご相談は国土交通省担当窓口へ

北海道運輸局 企画観光部観光地域振興課

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 TEL011-290-2722

東北運輸局 企画観光部観光地域振興課

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 TEL022-380-1001

関東運輸局 企画観光部観光地域振興課

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 TEL045-211-7265

北陸信越運輸局 企画観光部観光地域振興課

〒950-8537 新潟市万代2-2-1 TEL025-244-6118

中部運輸局 企画観光部観光地域振興課

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 TEL052-952-8009

近畿運輸局 企画観光部観光地域振興課

〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 TEL06-6949-6411

中国運輸局 企画観光部観光地域振興課

〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL082-228-8701

四国運輸局 企画観光部観光地域振興課

〒760-0068 高松市松島町1-17-33 TEL087-835-6357

九州運輸局 企画観光部観光地域振興課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL092-472-2920

沖縄総合事務局 運輸部企画室

〒900-8530 那覇市前島 2-21-7 TEL098-866-0064

北海道開発局 開発監理部開発調整課

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 TEL011-709-2311

東北地方整備局 企画部企画課

〒980-8602 仙台市青葉区二日町 9-15 TEL022-225-2171

関東地方整備局 企画部広域計画課

〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 TEL048-600-1330

北陸地方整備局 企画部広域計画課

〒950-8801 新潟市美咲町1-1-1 TEL025-370-6687

中部地方整備局 企画部広域計画課

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 TEL052-953-8129

近畿地方整備局 企画部広域計画課

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 TEL06-6942-1141

中国地方整備局 企画部広域計画課

〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL082-511-6134

四国地方整備局 企画部広域計画課

〒760-8554 高松市サンポート3-33 TEL087-811-8309

九州地方整備局 企画部企画課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 TEL092-471-6331

沖縄総合事務局 開発建設部建設行政課

〒900-8530 那覇市前島 2-21-7 TEL098-866-0090

なお「地域観光振興事業計画」および「観光ルネサンス補助金
交付申請書」の提出は上記運輸局等へ